OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	枕草子其他解釈断章
Author(s)	柿本, 奨
Citation	語文. 1973, 31, p. 20-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68607
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

枕草子其他解釈断章

柿本奨

一、おそばふ（枕草子）

落窪物語巻一に、

（北ノ方ハ）いみじくの給て、「いましばしありてあけんついでに」とのたまふに、（三郎君ハ）をそはへて、「あれ、をしこぼちてん」と、はらだちのゝしれば（宮内庁本甲による。角川文庫本七九頁）

とあるヲソハヘ、即ちヲソハフについては、普通、そのヲはオの仮名違いとされ、ハはバと濁って読まれ、意味は、甘えふざけるとか、調子に乗ってふざけるとかと解かれ、関連する語として、万葉集のイソバフ、枕草子その他のソバフ、今昔物語集のオソバユが挙げられ、いずれも同意であるといわれている。万葉集のは、巻十三東歌（三三三九）に、

伊蘇婆比座与（イソバヒヲルヨ）いかるがとひめと

とあるもので、そのイは接頭語ということで、異説はないようである。それなら、ソバフと非常に近くなる。今昔物語集のオソバユは巻二十七・第十三の語に、

オソバエタル者ノ、口聞キキラ〳〵シク、然ル方ニオボエアリケルガ者ノイハク（日本古典文学大系本による）

とあるもので、大系本に、その「エ」の傍に「（ヘ）」と記すのによれば、ハ行の語に改め見んとするのが校訂者の意であるらしい。理由には言及しておられないが、イソバフ、ソバフ、それに落窪の例が揃ってハ行である事と、今昔物語集における仮名表記への顧慮とにあるかと忖度する。大系本第一冊の初めの解説に、「かなづかい」の一項があり、「エ」または「エ」とすべきを「ヘ」と表記した例、その逆の例の、今昔物語集に見えるものが、幾つか紹介されている。前者のほうが多く挙がっているが、つまり双方見えると告げておられる。

しかし、アサフ（浅）ーアサユ、シナフ（撓）ーシナユ、ナフ（萎）ーナユ、ムクフ（報）ームクユ、数えればなおあるだろうこの種の語が、成立の事情その他はともかくとして、現象的には共存する事があるのを思えば、オソバフーオソバユもまた同様かと見る余地があるのではなかろうか。オソバユの存在もまた考えてみるわけで、少くとも、ハ行であるべき仮名違いと見るまでに考慮すべき事がありはしないかと思うのである。

枕草子「五月ばかりなどに山里にありく」の段において、能因本が、

かのかゝくたるもいとおかし

とする「かゝく」を同系の本に「かゝへ」に作る本があり、前田家本・堺本も「かゝへ」とし三巻本は「かゝり」とするよし（田中重太郎博士校本）であるが、その「かゝく」「かゝり」は一つの原形「かゝへ」に発する転訛のように見える。

「五月のさうぶの」の段においては、能因本が、

そのおりのかのこりてかゝへたるもいみじうおかし

とする「かゝへ」を三巻本・前田家本が「かゝえ」に作っており、「かかふ」の用例は枕草子中他にも見えるが、一々挙げるのは省略するとして、「かゝへ」「かゝえ」の違いは仮名表記の違いにすぎないとも見られようが、その場合といえども、どちらかがもとで他方が後であるというのに必要な手続きは、必ずしも簡単でないのではなかろうか。

あやめのか、はやうかゝえて、いとをかし（蜻蛉日記、角川文庫本一九六段）

の「かゝえ」を小著全注釈にも「かかへ」に改めたが「かゝえ」の原文を簡単に改めるべきでなかったと思うし、それとか、

カウバシキ香（カガ）ユ（今昔物語集巻一）

其ノ香遠ク香（カ）ガユ（同巻五）

香ニモ聞（カガ）エ給ハズト云ヘドモ（同巻十六）

その他、「聞」字を用いた数例は、カガユの存在に疑なからしめるであろう。前記大系本第一冊解説「かなづかい」の項では、「問題のある『香（ガ）ユ』も、カガフと見れば、フをユに作る例となる」といわれて、その口吻には、「カガユ」は「カガフ」の転訛した表記とも見得るとする考えが窺われるようである。それなら、語としてのカガユの存在を否認する事になりかねないが、最終巻たる第五冊に至ると、巻末において、カガユの存在につき「一団の疑念も無くなった」と修訂されているのは、もっともである。

かような事を考え合せて、今昔物語集のオソバユの例も、簡単にオソバフに改めるわけにはいかないだろうと思う。さすれば、オソバフの例は落窪以外にない事になるが、ここに一つ注意を払いたい事がある。枕草子「節は五月にしく月はなし」の段に、

つちありくわらはべなどの、ほどほどにつけていみじきわざしたりと思ひて、つねにたもとまぼり、人のにくらべなど、えもいはずと思ひたるなどを、そばへたることねりわらはなどに、ひきはられて泣くもをかし。（日本古典全書本）

「そばへたる」は諸本その表記である（校本）。下のほうの「ひきはられて」については左の如き異文がある。

三巻本　Aひきはられて
　　Bひきはゝれて
　　Cひきさゝれて
　　D引とられて
能因本　ひきたられて
前田家本　ひききられて
堺本　ひきとられて

の如くで、相違点は、書体的には、∧は・さ・と・た・き∨と∧ら・ゝ∨とにあり、書体転訛の可能性が容易に察せられて、いずれも一つの原形に発するであろう。異文という程のものではなく、処置としては、日本古典文学大系本も、日本古典全書本同様、Aを用いているのは、妥当であろう。

「ひきはられて」の本文でよく、その「られ」が受身なら、それとの関係で、「えもいはずとおもひたるを……ひきはられて」でなく、「えもいはずとおもひたるなどを……ひきはられて」と「など」を含む右三巻本の本文は、「を」下につけて、

わらはべなどの……おもひたるなど（ガ）をそばへたることねりわらはなどに、（袂ノ付物ヲ）ひきはられて泣くも、をかし。

と読む事も可能ではなかろうか。むしろそのほうが分りよい気がするのだが、今は従来の読み方を排するのではなく、また別の読み方として提案するのみである。この読み方は「など」を含まず「おもひたるを」に作る能因本・前田家本・堺本にも通用するであろう。

落窪のオソバフも、古本を初めとして多くの本は「をそはへて」に作っているのであって、「おそはへて」に作るのは、管窺のうちでは、神宮本乙・国学院本・天理本甲・天和本・寛政十一年刊本だけで、これらはいずれも末流の本である（「落窪物語伝本考・第一部」大阪大学教養部研究集録第二十一輯八昭和四十八年三月発行予定V）。それを「おそばへて」にするのは、そのように作る上田秋成校訂の寛政十一年刊本の流布が与って大きいと思われるが、それとは別に前記今昔物語集の「おそばゆ」を参考にして、それでよいだろうと判断するのである。

ソバフは後代の作品に若干用例が見えるらしい。私の知るのは辞書に挙げる所を出ないから略するが、意味の要素としては、暴れる事と常態ならざる事とが指摘でき、狂騒の意が各例共通のようである。枕草子のソバフも同意と思われ、それをオソバフとしても、落窪の例と同意と思われる。俚言集覧に、

船頭詞に曰く、日和にて少々雨のばらつくを、そばへるといふ。

とあるのも、常態ならぬ騒ぎのゆえにいうのであろうか。ソバエルは現代方言にもあるらしいが、そちらには立入る用意がない。

二、乞食尼は果して跛か（枕草子）

枕草子の雪の山の段に、

……「これ、たまはするぞ。衣すすけためり。白くて着よ」とて、投げ取らせたれば、ふし拝みて、肩にうち置きては舞ふものか。まことににくくてみな入りにし。

後、ならひたるにやあらむ、つねに見えしらがひありく。

（日本古典全書本、以下同じ）

とあるその「入りにし」で句点を置くのは日本古典文学大系本も同様だが、角川文庫本は、下に続けて「入りにし後」云々と読む。従うべきであろう。その少し下に、

清　ここにのみめづらしと見る雪の山ところどころにふりにけるかな

とかたはらなる人していはすれば、たびたびかたぶきて、忠隆「返しはつかうまつりけがさじ。あざれたり。御簾の前にて人にをかたり侍らむ」とて立ちにき。

の「あざれたり」を、全書本は「風雅なことです」、大系本は「洒落ている」、角川文庫本は「まことにしゃれたお歌です」と解く。枕草子には他にこの語の用例はないようだが、

しほうみのほとりにてあざれあへり。（土佐日記）

しどけなくうちふくだみ給へる鬢ぐき、あざれたる柱姿にて、（源氏物語・紅葉賀）

すきずきしうあざれがましき今様の人の（同・胡蝶）

おほやけざまは、少したはれて、あざれたる方なりし、ことわりぞかし。（同・藤裏葉）

また、字津保物語（蔵開上）に、

藤宰相、「この君も舞ひ給ふものを」とて、猿楽する人にて、亀舞をす。上下一たびにほほと笑ふ。人の御目どもさめて、いと興ありと思ほす。

とある藤宰相のことを、その下の文で、「あざれ舞しつる宰相」と記す。

このような用例を見ると、ふざける、折目正しくない、かしこまらない、意と思われる。さすれば、春曙抄に、

これにかくて侍る事実儀ならずと卑下の詞也、返歌えせねば、退出せんとていへるなるべし、

というのが妥当ではあるまいか。敬語表現でないのも、わが身の事として適当であろう。そのまた少し下に、乞食尼「常陸介」の歌として、

うらやまし足もひかれずわたつ海のいかなる人にものたまふらむ

が見える。これより先、もう一人の乞食尼が多量の頂戴物をしたのを常陸介は目にとめた。その羨望の念を表しているのだが、初二句を解いて全書本は「後にやって来た尼が跛であったからいふ」とし、大系本も同様の考えで、春曙抄が、「足もえひかぬほど物とらせ給ふといふに尼が足ひく事をいふ也」というのも、同儀であろう。角川文庫本にはこの点に言及はない。

前後の叙述を見るのに、彼女が跛であると明記した個所がない。そして、

その後、また尼なるかたゐのいとあてやかなる出で来たるを、

とあるのは、跛者でなく思わせさえしないであろうか。

「うらやまし」の歌は、乞食尼がガクのある所を見せようとした歌で、まともな歌ではないと思われる。三十一文字に仕立てただけの、歌ならぬ歌と思われる。それを清少納言がここに紹介するのは、読者の笑いを誘わんとしてであろう。そのつもりでこの歌に立向うと、「わたつ海」は、後の乞食が尼である事に「海人」を連想しての用語であるのは既に説かれている通りとして、その上に、「うらやまし」の「やま（山）」との対比においても使われていて、それをこの歌の趣向の一つにしようとしていると見えないであろうか。さすれば、「足もひかれず」は、頂戴物を持運ぶに難渋している事をいわんとして、「足引の山」というに基づく「山」の縁語表現としたのであって、詠み人としては頭をしぼった秀句であったと思われないであろうか。枕詞「あしひきの」の意味があれこれと考えられるようになったのは、恐らく万葉集研究が本格化し始めた江戸時代に至っての事、もしくは上代特殊仮名遣を考慮に入れるようになっての近代の事であって、平安時代では、意味を考えても、山へ登るには足を引いて歩くぐらいですまされていたらしい。釈日本紀巻二十六（和歌四、允恭）所引私記に、「阿資賢紀能」につき「言山行之時、引足而歩也」とするのが見える。

乞食尼を跛者と見るのは秀句の誤解に発すると思われるが、いかがであろう。

三、上の十日・中の十日・下の十日

平安朝語の「上の十日」「中の十日」「下の十日」をそれぞれ上

旬、中旬、下旬の意とする説があり、それを用いた論文の類も見かける。しかし暦日の十日、二十日、三十日の意とするのが正しいと思われるので、以下その理由について申述べる。ただし、ここでは平安朝の作品に現れたものに限って考える。まず、用例の比較的多い「中の十日」について。

(1)(イ)かくて三月十二日に初めの巳の日出で来たり。君達御祓しに渚の院に出で給ひて……

(ロ)三月中の十日ばかりに藤井の宮に藤の花の宴し給ふ。

(ハ)三月つごもりになりぬれば、まらうど達帰り給ひなむとす。

(ニ)三月つごもりの日になりて、君達吹上の宮にて春惜しみ給ふ。

(ホ)かくて四月一日に君達帰り給ふ。(宇津保物語・吹上上、角川文庫本上巻二九〇―三〇四頁、以下この物語については同本の巻と頁とを付記する。)

(ロ)の「中の十日」は、(イ)に「十二日」が出ているので、中旬の意とするよりも、二十日の意とすべきではなかろうか。

(2)十月中の十日なれば、神の斎垣にはふ葛も色かはりて…夜一夜遊び明し給ふ。二十日の月遙かに澄みて、海のおもておもしろく見えわたるに……(源氏物語・若菜下、日本古典全書本第四冊一三二―一三四頁)

ここでは明瞭に「中の十日」即ち「二十日」と見られるのではなかろうか。一語で「二十日の月」ということばがあって、折しも「中の十日」であったから、そのことばを使ったのであろう。

(3)八月中の十日ばかりなれば、野べのけしきもをかしき頃なるに……いりがたの月の山の端近き程、とどめ難うものあはれなり。(同・夕霧、同書第五冊一九―二七頁)

「いりがたの月」を河内本と別本系のある本とは「はつかの月」に作り、別本系の他の本に「廿日月」に作る本がある(源氏物語大成)。それらの本文の成立事情も問題ではあろうが、現象面だけ見るならば、それらの本では「中の十日」を「二十日」とも記している事になる。

以上の三例は、「中の十日」を二十日とする考えを確実に裏付けていると同時に中旬説を容れない例といえるのではなかろうか。

(4)八月中の十日許に雨のそほふりける日、をみなへし掘りに藤原のもろただを野べに出だして、遅く帰りければ、遣しける　左大臣

暮れはてば月も待つべし女郎花雨やめてとは思はざらなむ(後撰集・秋歌中・二九四)

右は、女郎花を掘りに師尹を差向けたところ、帰ってくるのが遅いものだから、差向け先へ左大臣実頼が連絡の歌を出して、日が暮れてしまったら、ゆっくり月の出を待ち月明りを得て帰るがよいが、どうせ小雨だから、女郎花を、雨のあがるのを待たず、さっさと掘って帰るがよい、というのであろう。初二句は、暮れ切ってから月が出る頃なので、そう言った、また、言えたのであって、「中の十日」が二十日であってふさわしく、漠然と中旬の意であっては、適当ではないであろう。この歌は三二五番の八月十五夜の歌よりも前に置かれているので、後撰集の歌が季節の進行の順序に従って配列されているなら、二十日とは考えにくいが、時の推移と題材別との二つの基準によって配列されているようで、しかも整斉に欠ける所があるように見える。当面の秋歌中について見ると、左の如くである。

二七一―二七三(霧)

二七四―二七六（女郎花）
二七七―二八七（露）
二八五の詞書中に「八月ばかり」とあり
二八八―二八九（花薄）
二九〇―二九三（露）
二九四（女郎花）当面の歌
二九五（萩）
二九六（秋夜）むしろ恋歌
二九七―三〇一（萩）
三〇二（露）
三〇三（天の川）
三〇四―三一六（露）
三一七（萩）
三一八―三一九（月）
三二五の詞書中に「八月十五夜」とあり
三三〇（七夕）
三三一―三三四（物思う）
三三五（白露）
三三六（月）その詞書中に「八月十五夜」とあり
三三七―三五〇（女郎花）

というぐあいであって、女郎花の歌が三個所に分れ、当面の二九四番の歌などは、一首だけそんな所にあるよりも、三三七番以下の一群の内にあるほうが所を得ているのではないかと思う。露・萩・月の歌などの配列も整斉に欠け、通観して、歌の位置は整理されていないといわざるを得まい。

(5)さる程に十月中の十日頃にもなりぬ。この世にては、うち続き産なども繁く、緑児走り遊びなどして、何の世のことわりわきまふべくもあらざりしに、あしたごとに弥陀の名号を唱へ、経などを読みつつ、月ごとの十五日には仏の御前にて、人々をすすめて一昼夜の念仏を唱へなど営みし事を、この十五日にも、そのままに念仏を申さするに、その夜の暁方につゆばかりまどろみたる夢に、天人の姿なる人、うしろばかり見えて、空へ昇りぬるを、わが心に、この人と思ふ程に、歌をずんずる声にて「たうし忉利天上」と長々聞ゆるに、きと驚きたれば、この現に念仏唱ふる僧の声に聞き紛へつるを、いと珍らかに覚えて、僧を呼びて、「かの普賢品には『たうしやう（当生）忉利天上』とこそ侍るを、是は『たうし』と聞え侍りつるは、いかに心得べきにか」と問ひ侍りしかば、「『たうし』と侍らむは、『到る』といふ文字にこそ」と答ふるに、更に涙こぼれまさりて、めでたくあはれに覚えて、

頼みありてさだかに見つる夢をなほ深くぞ祈る思ふあまりに

（藤原隆信朝臣集・上・哀傷四〇一）

「さる程に」は、ここには省いた上文の「うば（＝祖母）にて侍りし人」の死去に関する記述を受ける。「この十五日」は十月十五日。十六日の暁に見た夢の意味を僧に質し、説明に感動して詠んだのが「頼みありて」の歌で、その時が「中の十日頃」だといっていると私は読む。日の記述を誤なく受取らんとして、あえて長い詞書を全文掲げたのである。その「中の十日」は十六日以後の日であり、十五日が「中の十日」のうちではない、即ち「中の十日」は中旬の意ではないと思う。

(6)大納言実国、左衛門督と申しし時、いざなはれしかば、白河なる所にて神楽歌ひ遊びし程に、暁方に星になりて、「今宵の月はただここにます」など歌ひし程に、おもしろかりしなごりあかず覚えて、帰りにしのち、二日三日ありて、月のあかかりし夜申しておくりし、

あかぼし（明星）のあかでいでにし暁は今宵の月に思ひ出でずや

返し、

ただここにただここにとこそ思ひしを出でしは月のかひもなかりき（藤原隆信朝臣集・下・雑一、七八九・七九〇）

「白河なる所」は実国の山荘であろうか。「星になりて」は、歌に明星を詠む所から見ると、明けの明星のみ輝いて残月淡く空にかかるか、月は西山に没するかして（（どちらであるかは、ここではきめられない。後に触れる）、明け方になったのをいうのであろう。従って、照る月は空にない、どこへ行った、ここにいた、ここにいるあなたこそ、その月だ、と、神楽歌「明星」の文句を借り用いて招待した客人隆信にささげた褒め詞が、「今宵の月はただここにます」であろう。「明星の」の歌は隆信の詠で、初句は枕詞でありつつ「明星」は自身を譬え、「出でにし」は、明星が現れた事と自身が帰った事との両意を含んでいよう。返歌の第二句の「こそ」は恐らく「ぞ」の誤であろうが、上の句は、本物の月はここにいた、それがあなただと思ったのに、の意で、下の句は、懸歌の初二句を受けて、明星が出たので月が圧倒されて光が薄れ、存在的価値がなかった、の意と、お帰りになったあなたを月と思った効がなかった、もっと長くいてほしかった、の意との両意を含んでいよう。「月のかひもなかりき」は、月が空にかかっているから、そういえたのであろう。さすれば月は没したのではなく、この時は月が暁近くに没する十三夜前後でもなく、有明の月が残る頃であったという事になるだろう。それと同じ時の事が、

(7)八月の中の十日に神楽をし侍りて、いとなごり多かりしに、長月の十日あまりに、かくなむ申しおこせたりし、　隆信朝臣

明星のあかで出でにし暁は今宵の月に思ひ出でずや

返し、

ただここにただここにとぞ思ひしにけふは八月のかひもなかりき（前大納言実国卿集・秋）

と見える。返歌の第四句には誤字があるのだろう。「明星の」の歌を贈った時も、隆信集と少し違う。受取り人よりも差出し人の言う所に分があるかもしれないが、それはともかく、今注目すべきは、残月のあったこの時が「中の十日」であった事で、それを広く中旬と見るのは適当ではないだろう。

以上(4)(5)(7)の三例は、中旬説の通用しない例で、(1)(2)(3)を見合せる事により二十日と見るのが適当と思われる例である。

「中の十日」を単に「十日」という事もあった。

(8)七月十日よ日にもなりぬれば…石山に十日ばかりと思ひ立つ。……二十日の月、夜ふけて、いとあかかりけれど……（蜻蛉日記、角川文庫本九二段）

「石山に十日ばかり」云々は、大西善明氏のかげろふ日記新釈や同氏の最近の蜻蛉日記新注釈に見える如く、石山寺に二十日頃に参詣しようと思い立つ、の意であって、小著蜻蛉日記全注釈も新釈の説に賛同した。「十日ばかり」は参籠日数をいうのではない。この例

は「中の」を省いた言い方であるが、二十日の意である事の確実さにおいて(1)(2)(3)に加えられるべき例と思う。

(9)(イ)かくて十一月より民部卿の殿の御方に舞の師据ゑて、君達舞習ひ給ふ。

(ロ)かかる程に月立ちて、中の十日ばかりに年の果ての御読経せさせ給ふ。大般若経三日、禅師達二十人ばかりして、結願の夜御仏名……

(ハ)十二日より御読経始む。

かくて三日といふ午の時に結願して、大徳達の御布施に素絹十匹ども行ふ。夜さりは御仏名せらるれば、まだ帰らず。

(ニ)御仏名果てて、つごもりになりぬれば、正月の御装束いそぎ給ふ。(宇津保・嵯峨院、上巻二一四―二一六頁)

(ロ)の「月立ちて」は(イ)を受けて十二月と分る。それ以下は正頼邸での十二月の行事であって、同じ行事を繰返して記している。年の果ての御読経は大般若経の読経で、三日間続け、三日目の午の時に結願して同夜御仏名をした、という。御読経を始めたのが、(ロ)では「中の十日ばかり」であり、(ハ)では「十二日」である。両者は同日をいうのであろうから、これまでの例に従って「中の十日」を二十日とする考えは、「ばかり」を添えてあっても、「十二日」では、適当とはし難いだろう。中旬説に都合のよい例とも見えるが、「十二日」のほうにも支障がないわけではない。即ち、「十二日」では御仏名が十六日に終る事になり、(ニ)を、御仏名が果てて(ソノ後日ガ立ッテ)つごもりになった、の如く、括弧の補いをしなくてはならず、これはしばらく用例として取上げるのを差控えるのが穏やかであろう。「十二日」につき書体転訛上より仮に誤写説を案じて、「十六日」「十七日」または「廿二日」の誤とする推測もあり得ようかと思うが、不確かな域をめぐるだけだから、この例については、これ以上立入らずにおく。

(10)院の御賀……二月十余日と定め給ひて、……宮の御方をのぞき給へれば、……ただいとあてやかにをかしく、二月の中の十日ばかりの青柳の、わづかにしだり始めたらむ心ちして、鶯の羽風にも乱れぬべく、あえかに見え給ふ。……夜ふけゆくけはひ冷やかなり。臥待の月はつかにさし出でたる……(源氏物語・若菜下、全書本第四冊一四二―一五一頁)

院の御賀は「二月十余日」と予定され、実際は「臥待の月」の夜に催された。「臥待の月」については、(A)十九日の夜の月とする説と、(B)二十日以後の夜の月とする説とある。

かくて二月二十日になむ詣で給ひける。……仲頼「仕うまつりにくき事かな」などいひて、書き出だす。「あはれ、けふは春のなかばの月、寝待を昨日といひて……」と書き出だして兵部卿のみこに奉る。御覧じて「寝待の月」を、

きのふこそ寝待ちもせしか春の夜の今宵の月をいかが見るらむ(宇津保・春日詣、上巻一五八―一六〇頁)

とあるのによれば、十九日の夜の月を「寝待」といったのであり、(A)は「寝待」と同じ意味と見、(B)は「寝待」を含めてもう少し広く見た事になる。「臥待」の意味が定まらないので、それを根拠にするわけにはゆかないようである。当例は、叙上の例から得た意味を適用し、「中の十日ばかり」を二十日頃の意と見て、「臥待」が(A)であっても(B)であっても、支障がないと認める事になるだろう。当例はそのような例と思われる。

(9)(10)のように不審や不確実さを含む例があるにせよ、(11)蜻蛉日記七一段、(12)同二〇〇段、(13)宇津保・俊蔭(上巻二五頁)、(14)同・俊蔭(上巻三〇頁)、(15)同・藤原君(上巻一〇五頁)、(16)同・吹上下(上巻三一四頁)、(17)同・吹上下(上巻三一四頁)、(18)同・貴宮(中巻七七頁)、(19)同・国譲中(下巻一三七頁)、(20)同・国譲下(下巻二三五頁)、(21)千載集の序に見える各例は、いずれもその一例限りでは二十日か中旬かきめられないが、(1)(2)(3)および(8)の確例、さては(4)(5)(7)の中旬に非ずと考えられる例を用いて、二十日の意と見るべき例といえるだろう。

なお宇津保(蔵開上)において、犬宮は、

(22)十月になりて、中の十日ばかりに、宮けしきありて、なやみ給ふ。(中巻二〇二頁)

とあって誕生し、百日の祝いを、

二十五日にいでくる乙子は、犬宮の御百日に当りけり。こたみは内侍のかんの殿し給ふ。やがて子の日がてら参り給ふやうは……(同・蔵開下、中巻三五七頁)

とあるように、一月二十五日にしていて、仮に十一月と十二月とが大の月で三十日であったとしても(実例は珍しくない)、十月二十日以前に生れた事になりそうである。しかし単なる日の計算のほかに考慮すべき事があるのではなかろうか。

三日、五日、九日の産養は、きっちりその日が守られる。五十日も守られているといってよいようだが、長徳二年十二月十六日に誕生した定子腹脩子内親王の五十日の祝いのあった翌年二月八日は五十二日目に当り、百日の祝いになると、もう少し趣の違いが出てくるようで、たとえば、妍子腹禎子内親王は長和二年七月六日に誕生し、百日の祝いのあった十月二十日は、百三日目であったし、寛弘五年九月十一日に誕生した彰子腹敦成親王の百日の祝いは十二月二十日で、九十九日目であった。非常に少い記録の範囲内においてさえ、このようにわずかな日数の繰上げ繰下げのされた事例もあって、宇津保の場合、「御百日」は日数の百日目をいうのではなく、百日の祝儀の意であるから、子の日に合わせる繰上げをして「御百日」を定めた事を省記した上で、「御百日に当りけり」と記したと見る事ができるだろう。その上、誕生の日を「中の十日」に限定した書き方をしていないので、この例も二十日説を否定するものにはならないであろう。

○

次は「下の十日」を取上げる。といっても、「中の十日」が二十日なら、「上の十日」「下の十日」の意もおのずからきまってしまう道理であろうが、一往触れておかねばならぬ問題もある。

(1)(イ)「人ずくなにて、いとあしかめり。あこき、人求めよ。……(ロ)明けぬれば、…あこき、をばのもとへ文やる。「……けふあすの程に、清げならむ童・大人求め出で給へ。(ハ)(少将ト四ノ君トノ結婚ヲ)しはすのついたち五日と定めたる程は、(中納言ハ)しもつきのつごもりばかりよりいそぎ給ふ。(ニ)かくて二条殿には、十日ばかりになりぬれば、今参りども十余人ばかり参りて、いと今めかしうをかし。(ホ)かくて月立ちて……(落窪物語、角川文庫本一〇一―一〇六頁)

落窪の記事年表を作ってみて初めて気づいたのだが、(イ)は十一月二

十七日である。従って(ロ)の「明けぬれば」で二十八日になり、「けふあす」は二十八日、二十九日に当る。この当時十一月の晦日が三十日になる年があった事は言うまでもない。その「けふあす」を(ニ)は受けているので、「十日」を私は下の十日、即ち三十日の意に解し、それで(ニ)は(ロ)を受け、(ホ)への続きもよく、また、(ハ)ですでに「しもつきのつごもりばかり」が出ているのだから、(ニ)の「十日」を中旬と見る余地はなく、かつ、「十日」を三十日の意に見ないと、日数と見るしかないが、それでは(ニ)は十二月の記事になり、(ハ)の結婚日や(ホ)と抵触する、と考えた。「中の十日」の事を単に「十日」というのと同様の言い方が「下の十日」にもなされていたわけである。

この考えの要点を私が角川文庫本の補注に記した時、源順集の本文を国歌大系本により誤を含んだまま引用した粗忽は、謹んでおわびすると共に、更めて左に掲げ直す。それは袋草紙などで野宮歌合という十番前栽合の記録であって、判者は順、記録者は為憲で、(A)前文と、(B)判詞・判歌を添えた歌合の歌と、(C)後文とから成り、(B)と(C)との間に見える順とその弟子に当る講師橘正通との間の歌による応酬などは、歌合そのものではないから、(C)に属すると見る。(C)後文は、末尾を、

(2)天徳（傍記「禄」）といふ年はじまりてみとせの秋の半ながら月のしもの十日に今二日おきての事なり。（歌仙家集本）

と結ぶ。西本願寺本には異文が見えるが、今は関係がないから触れない。この歌合は類聚歌合十巻本・二十巻本にも見える。萩谷朴氏「平安朝歌合大成」巻二に就いて見るに、「天禄」が正しく「秋の」云々は、「秋のなかばなる月の」と訂すべきである。その日を後代の書に伝えて、「十八日」「二十日」「二十八日」と分れる。「二十日」は論外として、「十八日」とするのは歴代編年集成と袋草紙遺編中の一個所とであり、袋草紙遺編でも他の個所では「二十八日」とし（以上は大日本史料によったのだが、日本歌学大系本袋草紙遺編では、その一〇一頁・一二一頁の二個所とも「二十八日」とする）、「歌合大成」巻二（五〇〇頁）によれば、大方の伝えは二十八日である。ただし右の日付けの前に、順集にも歌合のほうにも、

為憲ひとり明くるまでさぶらひて昨日より今日までのことを書き記して奉りおく。

とあるので、右の日付けは歌合終了の日でもあるけれども、恐らくむしろ記録の筆をおいた日としていうのであって、歌合は二十七日から二十八日にかけて夜を徹して行われたと見られる。なお、萩谷氏もいわれる如く天禄三年八月は二十九日が末日で、三十日はなかったから、「下の十日」はことばの都合で持出したにすぎない。

歌合の記録は、その後文で終る。十巻本はそこで一切の記事が終るが、二十巻本には更に後日の記録がつく。その中に、

……順の朝臣ま（＝申）すやう、「順参りて、この和歌を定めますと、ながれて世に聞えなむ。まかでて、よくうち思ひめぐらしてなむ、よくは定めますべき」とて、まかでぬれば、勝ちたるも負けたるも、いつしかとく定めて奉らなむと待ち、心もとながる程に、十日ばかりありて、奉りたり。

とあるのによれば、為憲は師たる順の意を受け、退出後、入念に順の判詞を検討し、その修正の成ったのが、「下の十日に今二日おきての」日より「十日ばかりありて」のこと、即ち九月に入ってからであった。後日の記録の内容は、一口にいえば方人の苦情処理であって、初めに、負けと判定されたほうが「口借しと思」うのももっ

ともで、「これもかれも勝らず劣らず」といって如才なく取りなし、次いで、判者順の判歌に対する方人達の異見を詠みこんだ歌を列挙する。それは、直接順の判定を覆さず、異見もあると告げる形で順の修正の要望に応えたと見られよう。

続群書類従本では、その異見歌列挙の後、

など、あまたあり。八月晦日にぞありける。

として、後日の記録を終る。その文字を二十巻本は備えない。「八月晦日」云々は、「などあまたあ」った時、即ち異見歌の詠まれた時をいうのであろう。為憲は、上掲文に見える通り、方人達退出後も「ひとり明くるまでさぶらひて」記録に当り、方人達が退出前に為憲に渡したそれら異見歌を自宅に持帰った為憲が、判詞検討の際、後日の記録の中に整頓して記載したのであろう。このように私は後文を読んで、「八月晦日」を歌合当日をいうと解する。

なお、歌合の記録の後文中に左の如き文章があるのに触れておかねばなるまい。

……みすの内を聞けば、こへのぞう（＝近衛将監）たちひのなかきといひし人のむすめ、これかれなど候ひて、よのふけゆくままに、さやけさまさる琴のねを調べあはせたり。お前の庭のおもを見渡せば、月の影のおぼろなるに、花の色々にうち乱れたり。（十巻本）

傍線の部分については、順集歌仙家集本・西本願寺本は同文であるが、類従本は、

さやけさまさるへき琴のねを調べあはせ

に作り、その「へき」を二十巻本は「月に」とする。「さやけさまさる月」では下の「月の影のおぼろなるに」に抵触しよう。「さやけさ」は琴の音の清澄なるをいうのであって、音について「さやけし」といった例はあまたある。「月に」は衍字であり（推測するに、「へき」を「つき」と誤読誤写し、字句を整えんとして「に」を加えたか）、歌合当日の月は光おぼろであって、それは月ずえだったからであろう。

このように考えて、この歌合を大日本史料は八月十八日の条に記載しているけれども、萩谷氏のいわれる通り八月二十八日と考えて妥当と思う。もしも「下の十日」が下旬の意なら、下旬に「今二日おきて」の日とは、いつの日をいうのであろうか。

かくして(3)後撰集（一二五）の「下の十日」も三十日と解すべきものと考える。

○

最後に「上の十日」について。

(1)かくて、年いと遅き年にて、三月上の十日ばかり花ざかりなる、嵯峨の院、花の宴聞し召さむとて、つくりしつらはせ給ふ。…かくて、十日なむ、その日なりける。（宇津保・国譲下、下巻二四五頁）

「上の十日ばかり」を花盛りと見込んで宴を準備し、当日が十日であった、という。「上の十日」と「十日」とが照応していよう。

(2)早くこの上の十日も過ぎなむはつかにてだにみそかなりやと（信明集、歌仙家集本・類従本。西本願寺本にはなし）

「はつか」は、いささか、の意に二十日の意を響かし、「みそか」は三十日で、その「み」に「見」を響かしていよう。「上の十日」は「二十日」「三十日」に対応する。

その他、(3)宇津保・吹上下（上巻三一四頁）、(4)同・国譲下（下

巻二三五頁）、(5)同・楼上下（下巻三五九頁）、(6)浜松中納言物語（日本古典文学大系本一五三頁）の諸例、いずれも十日の意と解して妥当するであろう。

○

以上、上旬・中旬・下旬説の当らぬと考えられるゆえんを申述べた。主として用例の求め方とその意味の取り方との相違が見解の分れになったといえる。

なお、月の前半を「上」、後半を「下」という言い方もあり、その場合「下の十日」といって暦日の二十日を指したようである。

五月には例の三十講など、上の十五日つとめ行はせ給ひて、下の十日あまりには、競べ馬せさむとて、土御門殿のむま場屋・埒などいみじうしたてさせ給ふ。（栄花物語・初花）

当面の用語と範疇を異にすることはいうまでもない。

（本学教授）